

旧	新
<p>22. 取引の制限</p> <p>（1）海外からの利用</p> <p>契約者が本サービスを海外から利用する場合は、各国の法令、事情、その他事由により、取引または機能の全部または一部を利用できない場合があります。</p> <p>（2）取引の制限</p> <p>①当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、照会・振込サービス等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>②以下の場合には、照会・振込サービス等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>ア．1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>イ．接続環境が匿名で契約可能なプロバイダであり、他の利用者に不安を与えるなど、当行の公共性や社会通念に照らして契約者として相応しくないと当行が判断した場合</p> <p>～（以下省略）～</p>	<p>22. 取引の制限</p> <p>（1）海外からの利用</p> <p>契約者が本サービスを海外から利用する場合は、各国の法令、事情、その他事由により、取引または機能の全部または一部を利用できない場合があります。</p> <p>（2）取引の制限</p> <p>①当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、照会・振込サービス等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>②以下の場合には、照会・振込サービス等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>ア．1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>イ．接続環境が匿名で契約可能なプロバイダであり、他の利用者に不安を与えるなど、当行の公共性や社会通念に照らして契約者として相応しくないと当行が判断した場合</p> <p style="color: red;">ウ．本サービスの利用として不適切であるおそれがあるものとして、当行が定める基準に抵触した場合</p> <p>～（以下省略）～</p>

旧	新
<p>第 29 条（取引の制限・解約・利用停止）</p> <p>（1）当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、照会・振込サービス等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（2）以下の場合には、照会・振込サービス等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。ただし、当行はこの規定により契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p> <p>ア．1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>イ．接続環境が匿名で契約可能なプロバイダであり、他の利用者に不安を与えるなど、当行の公共性や社会通念に照らして契約者として相応しくないと当行が判断した場合</p> <p>ウ．本サービスの利用として不適切であると当行が判断した場合</p> <p>～（以下省略）～</p>	<p>第 29 条（取引の制限・解約・利用停止）</p> <p>（1）当行は、契約者の情報および具体的な取引の内容等を把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。契約者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、照会・振込サービス等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>（2）以下の場合には、照会・振込サービス等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。ただし、当行はこの規定により契約者に対して一時停止措置義務を負うものではありません。</p> <p>ア．1年以上にわたり本サービスの利用がない場合</p> <p>イ．接続環境が匿名で契約可能なプロバイダであり、他の利用者に不安を与えるなど、当行の公共性や社会通念に照らして契約者として相応しくないと当行が判断した場合</p> <p>ウ．本サービスの利用として不適切であるおそれがあるものとして、当行が定める基準に抵触した場合</p> <p>～（以下省略）～</p>